

# 令和3年度藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金について(概要)

## 【家庭用燃料電池(エネファーム等)を設置する方用】

### 1 受付期間

交付申請書：令和3年5月6日(木)～令和4年2月28日(月)

ただし、予算額(170万円※)に達した時点で受付を終了します。

※強制循環型太陽熱利用設備との総額

実績報告書：燃料電池の設置工事完了日から起算して30日以内

実績報告書最終締切日：令和4年4月11日(月)

### 2 対象者(次の(1)～(4)のすべてに該当すること)

- (1) 市内の住宅(併用住宅も可)に以下の要件を満たす家庭用燃料電池を設置する方(貸与は除く)
  - ① 定格運転時において0.4以上1.5kW以下の発電出力であること
  - ② 定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること
  - ③ 貯湯容量20リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること
- (2) 交付申請時に未着工であること。ただし、令和3年4月1日(木)から、令和3年5月5日(水)までに着工した場合は、対象者とします。
- (3) 納付すべき市税を滞納していない方
- (4) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申請時の宣言でも可)
- (5) 過去に本補助金の交付を受けていない方

### 3 補助金額

一律6万円

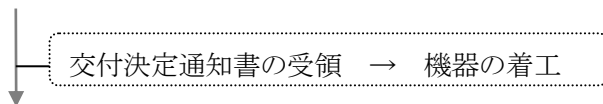
### 4 手続き(手順)

(1) 着工前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 完納証明書(市税の滞納がないことの証明、3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③ “もったいない”エコファミリー宣言
- ④ 対象機器の工事請負契約書の写し(収入印紙が貼ってあるもの)
- ⑤ 燃料電池の設置にかかる費用の内訳がわかる書類(見積書等)の写し
- ⑥ 燃料電池のメーカー、燃料電池ユニット・貯湯ユニットの型番、定格運転時の発電出力、低位発熱量基準の総合効率(LHV基準またはHHV基準)、貯湯容量がわかる書類(カタログ等)の写し

市役所納税課  
で発行

(2) 市より、補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。



(3) 設置工事が完了したら、30日以内に、次の書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 実績報告書（第5号様式）
- ② 請求書（第7号様式） 提出日・日付・文書番号は記入しないこと
- ③ 振込先口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人を示す部分）
- ④ 燃料電池の設置に係る領収書の写し
- ⑤ 燃料電池の設置に係る費用の内訳がわかる書類（見積書等）の写し
- ⑥ 燃料電池のメーカー、燃料電池ユニット・貯湯ユニットの型番、定格運転時の発電出力、低位発熱基準の総合効率（LHV基準またはHHV基準）、貯湯容量がわかる書類（カタログ等）の写し
- ⑦ 燃料電池設置後の建物全景写真（カラー）
- ⑧ 燃料電池本体の写真（カラー）
- ⑨ 燃料電池ユニット・貯湯ユニットの銘板の写真（カラー）（燃料電池の保証書の写しでも可）

(4) 市より、補助金交付確定通知書（第6号様式）を送付します。

通知書送付後3～4週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。

(5) “もったいない”エコファミリー宣言をした方は、3か月以上経過後に「エコファミリーの取組み」を市へ提出してください。

#### ※ 留意事項

- ① (1)の交付申請書及び(3)の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 交付申請の補助金額の総額が予算額を超えた場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により申請受付順を決定します。
- ③ 次のいずれかの事由により、交付申請書の内容を変更又は中止した場合は、速やかに補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。
  - ア 家庭用燃料電池の設置計画を変更した。（設置予定機器の変更等。この場合、変更内容が確認できる書類を添付してください。）
  - イ 家庭用燃料電池の設置を中止した。
  - ウ 実績報告書（第5号様式）の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。
- ④ 確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、設置工事完了後は指定された期限内に速やかに手続きを行なってください。期限を過ぎた場合、交付の決定を取り消すことがあります。

## 5 提出方法・問い合わせ先

郵送または窓口に直接提出

郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・特定記録郵便での郵送をおすすめします。

郵送先：〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

環境政策課 補助金担当 宛て

窓 口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

電話番号：054-643-3183 / FAX 番号：054-631-9083

メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

ホームページ：https://www.city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 HP 内で検索！



補助金 エコ支援

検索

